

岐阜県医療施設等設備整備費補助金交付要綱

(昭和57年11月30日制定)

一部改正 地保第395号
平成4年9月30日
一部改正 地保第534号
平成5年12月24日
一部改正 医整第906号
平成7年3月17日
一部改正 医整第259号
平成8年7月12日
一部改正 医整第306号
平成9年6月27日
一部改正 医整第494号
平成10年8月17日
一部改正 医整第937号
平成11年2月19日
一部改正 医整第744号
平成11年12月2日
一部改正 医整第892号
平成12年2月16日
一部改正 医整第888号
平成13年1月19日
一部改正 健政第1027号
平成13年3月7日
一部改正 医整第222号
平成13年5月25日
一部改正 医整第522号
平成13年9月11日
一部改正 医整第406号
平成14年7月3日
一部改正 医整第913号
平成15年3月5日
一部改正 医整第48号
平成15年4月1日
一部改正 医整第92号
平成15年4月11日
一部改正 医整第870号
平成16年1月26日
一部改正 医整第671号
平成16年10月29日

一部改正 医整第1087号
平成19年1月17日
一部改正 医整第531号
平成19年7月19日
一部改正 医整第405号
平成20年6月6日
一部改正 医整第765号
平成20年8月14日
一部改正 医整第613号
平成21年7月7日
一部改正 医整第387号
平成22年6月16日
一部改正 医整第755号
平成23年10月27日
一部改正 医整第1176号
平成24年11月26日
一部改正 医整第401号
平成25年7月9日
一部改正 医整第1208号
平成25年8月21日
一部改正 医整第711号
平成27年10月29日
一部改正 医整第161号
平成28年5月11日
一部改正 医整第720号
平成28年11月24日
一部改正 医整第362号
平成29年5月22日
一部改正 医整第1173号
令和元年10月10日
一部改正 医整第959号
令和2年12月1日
一部改正 医整第1039号
令和3年12月1日
一部改正 医整第1478号
令和4年2月16日
一部改正 医整第478号
令和5年9月14日

岐阜県医療施設等設備整備費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、救急医療及びへき地医療の確保並びに医療従事者の養成力の充実を図るため、市町村及び病院の開設者（以下「補助事業者」という。）が行う医療施設等設備整備事業（以下「補助対象事業」とする。）に要する経費又は当該経費に対し市町村が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を総括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象事業等)

第3条 補助金の名称、補助対象事業、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経

費」という。) 、基準額及び補助金の額は、別表1 (基準額のあるものにあつては、別表2) のとおりとする。ただし、1品又は1か所につき算出された額が、医療施設等設備整備費補助金交付要綱 (昭和54年7月27日付け厚生省発医第117号。以下「国要綱」という。) 4の表第6欄及び医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 (平成21年5月13日付け厚生労働省発医政第0513001号厚生労働事務次官通知別紙。以下「国要綱甲」という。) 別表4第2欄に定める下限額に満たない設備整備事業については、補助対象事業としないものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、別に知事が定める。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 補助対象経費の配分の変更 (軽微な変更 (次に掲げる補助金にあつては、それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更) を除く。) をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア へき地医療拠点病院設備整備費補助金
 - イ へき地巡回診療車整備費補助金
 - ウ 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備費補助金
 - エ へき地診療所設備整備費補助金
 - オ 災害時歯科保健医療提供体制整備費補助金
- (2) 補助対象事業の内容の変更 (軽微な変更を除く。) をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (6) この補助金に係る補助対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けないこと。
- (7) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円 (市町村以外の者にあつては、30万円) 以上の機械及び器具を、知事の承認を受けて処分する場合には、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準 (平成20年4月17日付け医政発第0417001号厚生労働省医政局長通知) 第4の規定の例により算出した額を県に納付させることがあること。
- (8) 補助対象事業の完了 (中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。) 後に、消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) の申告により補助金に係る

消費税等仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、その確定額を補助対象事業の完了の日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(9) 補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定したときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を県に返還すること。

(10) 県から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた額に相当する額を、遅滞なく間接補助事業者に交付すること。

(11) 補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。ただし、補助事業者が市町村の場合は、当該市町村の契約手続の取扱いに準拠すること。

(12) 間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付けること。

ア 第1号から第6号までに掲げる事項。この場合において、これらの規定中「補助対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「補助事業者」とそれぞれ読み替えるものとする。

イ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械及び機具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで補助事業者の承認を受けずに間接補助事業の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しないこと。

ウ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械及び機具を補助事業者の承認を受けて処分する場合には、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月17日付け医政発第0417001号厚生労働省医政局長通知）第4の規定の例により算出した額を県に納付させることがあること。

エ 間接補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、間接補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間（当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあっては、財産の処分制限を受ける期間の末日の属する年度の末日まで。以下同じ。）保存すること。

オ 間接補助事業の完了後に、消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、その確定額を間接補助事業の完了の日の属する年度の翌々年度の6月30日までに補助事業者に報告すること。この場合において、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部であって自ら消費税等の申告を行わず、本部で消費税等の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

カ 間接補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定したときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を補助事業者に返還すること。

キ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど補

助事業者が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

(13) 前号の規定により付けた条件に基づき補助事業者が承認し、又は指示する場合においては、あらかじめ、知事に協議すること。

(14) 第12号の規定により付けた条件により補助事業者が財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の納付があった場合は、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

2 前項第1号から第3号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書及び同項第8号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号のとおりとする。

(1) 前項第1号の承認 経費配分変更承認申請書（別記第2号様式）

(2) 前項第2号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第3号様式）

(3) 前項第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）

(4) 前項第8号の規定による報告 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（別記第5号様式）

（補助対象事業の交付決定前着手）

第6条 別表2に掲げる補助金の交付を受けようとする者は、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に補助対象事業に着手する場合は、あらかじめ別記第6号様式による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により交付決定前着手届を提出した者は、知事から当該着手届を受理した旨の通知を受けるまでは、補助対象事業に着手してはならない。この場合において、交付決定までに生じた損失等は、補助金の交付を受けようとする者の責任とする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

（実績報告）

第8条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第7号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付時期等）

第9条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第8号様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

（暴力団の排除）

第10条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当

するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、当該交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 単価50万円(市町村以外の者にあつては、30万円)以上の機械及び器具

(3) その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(書類、帳簿等の整備及び保存)

第12条 補助事業者は、補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書(別記第9号様式)を作成しなければならない。

2 規則第22条に規定する書類、帳簿等及び前項に規定する調書の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以降5年間(当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあっては、財産の処分制限を受ける期間の末日の属する年度の末日まで)とする。

(書類の提出部数及び経由)

第13条 この要綱の規定により提出する申請書等の提出部数は、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定める部数とする。

(1) 書面により提出する場合 2部(市町村(岐阜市を除く。)にあつては、3部)

(2) 電子ファイルにより提出する場合 1部

2 補助事業者(所在地が岐阜市であるものを除く。)は、この要綱の規定により書面又は電子ファイルを提出するときは、所管保健所長を経由するものとする。

(補助対象事業の表示)

第14条 補助事業者は、補助対象事業により整備した設備等に県補助金を受けて実施した旨を表示するものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和57年度分の予算に係る補助金から適用する。

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - 一 岐阜県へき地中核病院設備整備費補助金交付要綱(昭和53年3月15日付け地保第427号)
 - 二 岐阜県休日診療所設備整備費補助金交付要綱(昭和53年9月12日付け地保第225号)
 - 三 岐阜県病院群輪番制病院設備整備費補助金交付要綱(昭和54年11月2日付け地保第310号)
- 3 昭和56年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
 - 附 則
 - 1 この要綱は、平成4年度分の予算に係る補助金から適用する。
 - 2 平成3年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
 - 附 則
 - 1 この要綱は、平成5年度分の予算に係る補助金から適用する。
 - 2 平成4年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
 - 附 則
 - 1 この要綱は、平成6年度分の予算に係る補助金から適用する。
 - 2 平成5年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
 - 附 則
 - 1 この要綱は、平成8年度分の予算に係る補助金から適用する。
 - 2 平成7年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
 - 附 則
 - 1 この要綱は、平成9年度分の予算に係る補助金から適用する。
 - 2 平成8年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
 - 附 則
 - 1 この要綱は、平成10年度分の予算に係る補助金から適用する。
 - 2 平成9年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
 - 附 則
 - 1 この要綱は、平成11年度分の予算に係る補助金から適用する。
 - 2 平成10年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
 - 附 則
 - 1 この要綱は、平成12年度分の予算に係る補助金から適用する。
 - 2 平成11年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
 - 附 則
 - 1 この要綱は、平成13年度分の予算に係る補助金から適用する。
 - 2 平成12年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
 - 附 則
 - 1 この要綱は、平成14年度分の予算に係る補助金から適用する。
 - 2 平成13年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
 - 附 則
 - 1 この要綱は、平成15年度分の予算に係る補助金から適用する。
 - 2 平成14年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
 - 附 則
 - 1 この要綱は、平成16年度分の予算に係る補助金から適用する。
 - 2 平成15年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成17年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成18年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成19年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成20年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成21年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成22年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成23年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成24年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成26年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成27年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成28年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成30年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 令和元年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 令和 2 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 令和 4 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表 1 (第3条関係)

補助金の名称	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
へき地医療拠点病院設備整備費補助金	へき地保健医療対策事業について（平成13年5月16日医政発第529号医政局長通知。以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき、知事から指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の医療機器の整備事業・歯科医療機器等の整備事業	へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費（歯科医療機器等購入費を含む。）	国要綱4(2)アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の範囲内で知事が定めた額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。以下同じ。）
へき地巡回診療車整備費補助金	へき地保健医療対策等実施要綱に基づき、知事から指定を受けたへき地医療拠点病院又は知事から要請を受けた病院若しくは診療所の開設者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車及び歯科巡回診療車の整備事業	1 巡回診療車 巡回診療車及び巡回診療用自動車に積載する医療機械器具購入費 2 巡回診療用雪上車 巡回診療用雪上車及び巡回診療用雪上車に積載する医療機械器具購入費 3 歯科巡回診療車 歯科巡回診療車及び歯科巡回診療車に積載する医療器械器具購入費	国要綱4(2)アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の範囲内で知事が定めた額
在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備費補助金	在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施について（平成31年2月13日医政発0213第10号厚生労働省医政局長通知）に基づき、市町村長又は知事が適当と認める者が開設する医療施設が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	停電時に貸し出し可能な簡易自家発電装置等の購入費	国要綱4(4)アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
休日・夜間急患センター設備整備費補助金	救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日医発第692号医務局長通知。以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき、市町村の委託により行う休日・夜間急患センターの設備整備事業	休日・夜間急患センターとして必要な医療機器等の購入費	国要綱甲6(7)ア(ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
病院群輪番制病院設備整備費補助金	救急医療対策事業実施要綱に基づき、市町村が行う病院群輪番制病院の設備整備事業及び病院の開設者が行う病院群輪番制病院の設備整備事業に対し市町村が補助する事業	病院群輪番制病院として必要な医療機器等の購入費	国要綱甲6(7)イ(イ)aにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額（間接補助事業にあつては、国要綱甲6(7)イ(イ)aにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助事業者が補助した額とを比較して最も少ない額に3分の2を乗じて得た額の範囲内）

補助金の名称	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
高度救命救急センター設備整備費補助金	救急医療対策事業実施要綱に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行う高度救命救急センターの設備整備事業	高度救命救急センターとして必要な広範囲熱傷、指肢切断、急性中等の特殊疾病患者用医療機器の購入費	国要綱甲6(7)ア(ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
救命救急センター設備整備費補助金	救急医療対策事業実施要綱に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行う救命救急センターの設備整備事業	1 救命救急センターとして必要な医療機器及び重傷熱傷患者用備品の購入費 2 ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費	国要綱甲6(7)ア(ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
基幹災害拠点病院設備整備費補助金	災害医療対策事業等の実施について（平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知。以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行う基幹災害拠点病院として必要な医療機器等の整備事業	基幹災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	国要綱甲6(7)ア(ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
		緊急車両（緊急車両に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等の設備を含む。）の購入費	国要綱甲6(7)ケ(ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
		医療関係団体等との定期的な訓練実施に必要な資機材の購入費	
地域災害拠点病院設備整備費補助金	災害医療対策事業等実施要綱に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行う地域災害拠点病院として必要な医療機器等の整備事業	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	国要綱甲6(7)ア(ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
		緊急車両（緊急車両に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等の設備を含む。）の購入費	国要綱甲6(7)ケ(ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
		医療関係団体等との定期的な訓練実施に必要な資機材の購入費	

補助金の名称	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
小児医療施設設備整備費補助金	周産期医療対策事業等の実施について（平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知。以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき、事業計画の提出のあった病院の開設者が行う小児医療施設の設備整備事業	小児医療施設として必要な医療機器等（新生児集中治療管理室に必要な医療機器等を含む。）の購入費	国要綱甲6(7)ア(7)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
周産期医療施設設備整備費補助金	周産期医療対策事業等実施要綱に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行う周産期医療施設設備整備事業	周産期医療施設として必要な医療機器等（母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。）の購入費	国要綱甲6(7)ア(7)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
へき地診療所設備整備費補助金	へき地保健医療対策等実施要綱に基づき、市町村（地方独立行政法人及び地方公共団体の組合を含む。）、日本赤十字社、岐阜県厚生農業協同組合連合会その他知事が適当と認める者が行うへき地診療所の設備整備事業	へき地診療所として必要な医療機器の購入費	国要綱4(4)アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
NBC災害・テロ対策設備整備費補助金	災害医療対策事業等実施要綱に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行うNBC災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の整備事業	NBC災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費	国要綱甲6(7)キ(イ)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の範囲内で知事が定めた額
災害拠点精神科病院等設備整備費補助金	災害医療対策事業等実施要綱に基づき、DPAT先遣隊を有する病院の開設者が行う災害時の精神科医療の確保に必要な診療設備等の整備事業	DPAT先遣隊を有する病院として必要な広域災害・救急医療情報システム端末等の購入費	国要綱甲6(7)カ(イ)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
人工腎臓装置不足地域設備整備費補助金	人工腎臓装置の不足地域における整備について（昭和59年9月21日健医発第339号厚生省保健医療局長通知）に基づき、日本赤十字社、岐阜県厚生農業協同組合連合会その他知事が適当と認める者が行う人工腎臓装置不足地域設備整備事業	人工腎臓装置の購入費	国要綱甲6(7)ケ(ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ないほうの額に3分の1を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額

小児集中治療室設備整備費補助金	岐阜県小児集中治療室整備事業実施要綱（平成24年11月26日医整第1176号）に基づき、市町村、公的団体その他知事が適当と認める者が行う小児集中治療室設備整備事業	小児集中治療室として必要な医療機器の購入費	国要綱甲6(7)ウ(イ)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
-----------------	---	-----------------------	--

補助金の名称	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
小児救急医療拠点病院設備整備費補助金	救急医療対策事業実施要綱に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行う小児救急医療拠点病院の設備整備事業	小児救急医療拠点病院として必要な医療機器の購入費	国要綱甲6(7)ア(ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
内視鏡訓練施設設備整備費補助金	内視鏡訓練施設整備事業の実施について（平成17年3月25日医政発第0325009号厚生労働省医政局長通知）に基づき公的団体その他知事が適当と認める者が行う内視鏡訓練施設設備整備事業	内視鏡手術の研修に必要な手術台、麻酔器、无影灯、スコープ、光源装置等の購入費	国要綱甲6(7)シにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の範囲内で知事が定めた額

別表 2 (第3条関係)

補助金の名称	補助対象事業	補助対象経費	基準額	補助金の額
がん診療施設設備整備事業費補助金	がんの診断及び治療を行う病院の設備整備事業（地方公共団体及び地方独立行政法人が整備する事業を除く。）	がん診療施設として必要ながんの医療機器、臨床検査機器等の購入費	1か所当たり 32,400千円 （1品目の価格が、54,000千円を超えるもので知事が認めるものについては、32,400千円を超えない範囲内の額を加算することができる。）	補助対象経費と基準額の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
医学的リハビリテーション施設設備整備事業費補助金	日本赤十字社及び岐阜県厚生農業協同組合連合会が行うリハビリテーション施設の設備整備事業	医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器の購入費	1か所当たり 10,800千円	補助対象経費と基準額の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額